

農地の権利取得の際の 下限面積が変わります

●お問い合わせ 農業委員会事務局 ☎050(3381)5090

下限面積は、区域によって異なりますが、今回見直しがあり、次のよう
に変更になりました。ご承知のとおり農地を耕作目的で売買などする場合
には、農地法に基づく農業委員会の許可を受けなければなりません（相続
の場合を除く。）が、この際、農地を取得または借り受ける農家は、この
下限面積を満たすことが法律上義務付けられています。

区 域	変 更 前	変 更 後
加津佐町区域	50アール →	50アール(変更なし)
口之津町区域	40アール →	30アール
南有馬町区域	50アール →	50アール(変更なし)
北有馬町区域	50アール →	40アール
西有家町区域	50アール →	40アール
有家町区域	50アール →	50アール(変更なし)
布津町区域	50アール →	50アール(変更なし)
深江町区域	50アール →	40アール

南島原 NEWS

にゅーす

お問い合わせは各担当課へ



下限面積とは…

農地の細分化を防ぐため、農地法などに
基づき耕作目的で農地の権利移動（売買、
貸し借りなど）をするときには、農地取得
後の経営面積（借りたり所有している面積
の合計）が各区域での規定の面積以上にな
ることが許可条件になっています。

この規定の面積を下限面積といいます。

平成20年
5月1日から

戸籍や住民票の窓口での取り扱いが変わります

戸籍の証明書や住民票の写しなど
を取得する要件や手続などが厳し
くなります

結婚などの戸籍の届出や住所の
異動届の際に本人確認を行いません

※本人確認の方法は、運転免許証、
健康保険証などの書類の提示を受
ける方法によって行います。

※詳しくは、市民生活部市民課、各
総合支所市民課にお尋ねください。

●お問い合わせ
市民生活部 市民課
☎050(3381)5040

	窓口に来た人	請求理由の記載	本人確認など
①	本人	請求理由を記載する必 要はありません。 ただし、場合によっ ては窓口でお聞きする場 合があります	本人確認を行いません
②	戸籍関係では、同一の 戸籍に記載されている 人、その配偶者、直系 尊属および直系卑属		
③	住民票関係では同一の 世帯員		
④	①②③以外の人	請求理由および提出先 を具体的に記載してく ださい	本人確認を行いません 請求理由の根拠となる書 類などの提示が必要です
⑤	①②③から依頼され た人		本人確認を行いません 委任状が必要です (様式は窓口にあります)
⑥	会社等の従業員		本人確認を行いません 請求理由の根拠となる書類 などの提示が必要です 法人登記簿謄本などの提示 が必要です 社員証などの提示が必要です

救急車の 正しい利用を お願いします

緊急性がないのに救急車を要請すると、本当に救急車を
必要とする時に救急車の到着が遅れ、救える命が救えな
くなる可能性があります。

診察可能な医療機関がわからない場合は、最寄りの消防
署あるいは、24時間のテレホンサービスをご利用ください。
24時間のテレホンサービス ☎0957-64-2119

女性学級を支援します

南島原市では、女性の自立や社会参加を促進することを目的として、地域、自治会および自主グループ等の女性団体が実施する学習会（女性学級）を支援し、助成を行います。

活動をしている人（団体）や、これを機会に計画される人（団体）はお問い合わせください。

◆対象となる事業

女性団体が自主的に企画し、年間を通じて実施する事業

◆申請に必要な書類

補助金交付申請書、事業計画書
収支予算書 など

◆助成限度額

年額40,000円が限度です。
（予算の範囲内で決定します。）

◆申請期限 5月26日(月)



平成20年4月1日から

南島原市文化団体育成支援事業補助を実施します

これは文化団体および個人が、文化部門に対する大会に出場する場合の経費を援助するために設けられたものです。

◆補助の対象となる大会

小・中学生においては県大会以上、高校生および一般においては九州大会以上の大会であって、いずれも予選会を経て代表として出場するものが対象になります。

◆補助金額

- ①県大会 1人当たり……5,000円
- ②九州大会 1人当たり……10,000円
- ③西日本大会 1人当たり……15,000円
- ④全国大会 1人当たり……20,000円

ただし、島原半島内で開催される大会につきましては1人当たり2,000円

別途、道具輸送に係る経費につきましては、補助対象経費の2分の1以内となっています。

●お問い合わせ 南島原市教育委員会生涯学習課 ☎050(3381)5082

「ねんきん特別便」を受け取られたら、加入記録のご確認を

ねんきん特別便には、「年金記録のお知らせ」などが入っていますので、受け取られた場合には、内容の確認をお願いします。

確認したその後は？

記録の漏れ・訂正がある場合

受給者

確認はがきを切り離さずに年金加入記録照会票を社会保険事務所へ

被保険者

確認はがきを切り離さずに年金加入記録照会票を郵送

記録に漏れ・訂正がない場合

受給者被保険者

年金加入記録照会票から確認はがきを切り離して郵送

ご相談・お問い合わせ

「ねんきん特別便専用ダイヤル」へ
（ご利用時間は同封書類でご確認を）



0570-058-555

※IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
※一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。